

業務目的

本業務では、付帯事業を活用する官民連携事業において、付帯事業の収益の一部を基幹事業に投入する際のあり方、付帯事業のリスク管理等、付帯事業の収益を有効活用した公共施設の維持管理・運営手法の検討を行う。

目次

- ・業務内容は以下のとおり
 - ①付帯事業の収益の一部を基幹事業に投入する際の課題整理
 - ②ケーススタディ
 - ③会計面等の課題、官民間の協定(役割分担)のあり方、付帯事業のリスク管理等に関する検討

・報告書の構成は次のとおり

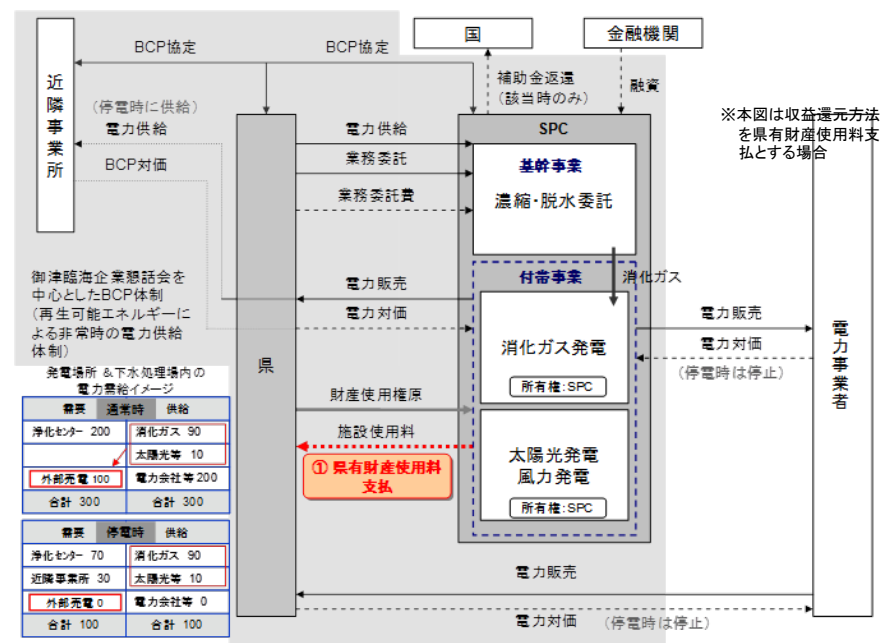
- 第Ⅰ章 業務の概要
 1. 業務の目的
 2. 業務の概要
- 第Ⅱ章 先行事例の整理
 1. 整理の視点
 2. 事例整理結果
- 第Ⅲ章 事業特性に応じた事業スキームの検討
 1. 想定されるスキーム
- 第Ⅳ章 ケーススタディ
 1. 対象事業の内容
 2. 想定される事業スキーム
 3. 留意点に関する整理
- 第Ⅴ章 付帯事業収益を有効活用した公共施設の維持管理・運営手法
 1. 基本的な考え方
 2. 想定される事業スキーム

検討概要

ケーススタディ

・愛知県の浄化センターにおいて、基幹事業の濃縮・脱水業務に加えて、付帯事業として消化ガス発電、太陽光発電、風力発電等を実施する。

	基幹事業	付帯事業
業務	濃縮・脱水	発電（外部売電）
類型	サード購入型	独立採算型
方式	業務委託	B00
主体	SPC	SPC
場所	浄化センター内	浄化センター内等
資金	民間資金	民間資金
支払例	県→SPC（サード購入料）	SPC→県（県有財産使用料等）



メリット

・試算上は、付帯事業において一定の利益が見込まれ、県への利益還元が見込まれる。

留意点

官民間分担面	・付帯事業リスクの管理、付帯事業収益変動時における収益移転額への影響
法規制面	・公有財産の使用、収益還元方法と不当廉売、収益還元方法と総計予算主義、政府調達に関する協定との関連、補助金適正化法との関連
会計・税務面	・民間事業者における留意点（寄附金としての会計・税務処理）
VFM面	・特定事業選定時のVFM算定方法

検討概要(続き)

付帯事業収益の投入方法と留意点の整理

- ・付帯事業収益の投入方法は、①収益還元方法、②還元額算定方法、③事業実施主体の3要素の組み合わせによる。具体的な内容と主な留意点としては、右図の事項が想定される。
- ・民間意向調査結果によると、①収益還元方法については「公有財産使用料の支払」と「基幹事業料金の減額」、②還元額算定方法について「固定額」又は「固定額+変動額」を希望する意見が多かった。③事業実施主体については、両方の意見が聞かれた。

方法	① 収益還元方法	公有財産使用料の支払	・条例等の規定内容に基づく必要性	主な留意点	
		付帯事業収益の一部移転	・配当の確実性、公共の外郭団体化の可能性		
		基幹事業料金の減額	・基幹事業と付帯事業の実施主体が異なる場合が課題		
		付帯事業料金の減額	・公共が付帯事業のサービスを利用する場合		
	×				
	② 還元額算定方法	固定額	・安定的な収益還元の享受、民間事業者の参画意欲促進		
		変動額	・付帯事業の収益性が高い場合における高い収益還元を期待		
		固定額 + 変動額	・一定額の収入を受けつつ、収益額等の増大に連動した収入も期待		
		一定金額以上を按分	・付加的ながら事業収益の還元を期待		
	×				
	③ 事業実施主体	基幹と付帯が同一主体	・付帯事業の事業リスクを基幹事業から遮断するスキームを構築		
		基幹と付帯が別主体	・「基幹事業料金の減額」を採用する際の収益移転形態等		

結論

- ・今後は、施設利用者等のサービス向上や、公共施設等の管理者等の財政支出削減につながるような付帯事業の実施を推進していくことが求められる。
- ・その際の付帯事業収益投入方法としては複数のパターンが想定される。それらのパターンの導入を規制する法制度等は見受けられなかった。
- ・付帯事業の事業スキームについては、①付帯事業の内容、②付帯事業の実施主体、③付帯事業収益の公共施設等の管理者等への還元方法というステップを経て検討する必要がある。各ステップでは、次の事項がポイントになる。

①付帯事業の内容	<p>【ポイント1】公共施設等の管理者等は、付帯事業を実施する目的等を踏まえて、付帯事業の内容を検討する。</p> <p>【ポイント2】公共施設等の管理者等は、民間事業者が運営やリスク管理にノウハウを有すると想定される付帯事業の内容を検討する。</p>
②付帯事業の実施主体	<p>【ポイント3】公共施設等の管理者等は、付帯事業の実施主体に、当該事業のリスク管理ができる民間事業者が多数応募しうる仕組みを検討する。</p>
③付帯事業収益の公共施設等の管理者等への還元方法	<p>【ポイント4】公共施設等の管理者等は、付帯事業の内容等を踏まえて、付帯事業収益の自らへの還元方法を検討する。</p>